

広島県告示第五百四十一号

広島県立県民の森設置及び管理条例（昭和四十六年広島県条例第二十号）別表第二の規定により、広島県立県民の森におけるスキーリフトその他の附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、令和元年十月一日から施行する。

なお、平成二十六年広島県告示第二百十八号（広島県立県民の森におけるスキーリフトその他の附属設備の利用料金の範囲）は、令和元年九月三十日限り、廃止する。

令和元年八月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区	分	単 位		利用料金の範囲
		種類	回数	
スキーリフト		普通利用券（一回券）	一回	四九〇円以内
		回数利用券（二回券）	一回	四、二〇〇円以内
		一日利用券	一回	四、九〇〇円以内
		子供・シニア一日利用券	一回	二、八〇〇円以内
		二日利用券	一回	八、六〇〇円以内
		子供・シニア二日利用券	一回	四、九〇〇円以内
		半日利用券	一回	三、五〇〇円以内
		普通利用券（一回券）	一回	一五〇円以内
		回数利用券（二回券）	一回	一、五〇〇円以内
		一回	一回	一、五〇〇円以内
キャンプ用具等		テント	一回	二、二〇〇円以内
		テントサイト	一回	二、二〇〇円以内
		その他	一回	三五〇円以内
		コインシャワー	一回	一五〇円以内
コインロッカー		一回	一回	一五〇円以内
		一回	一回	一五〇円以内
公園センター浴室（宿泊者が利用する場合を除く。）	中学生以上	一回	一回	五五〇円以内
	小学生	一回	一回	二八〇円以内

備考 子供とは小学生以下の者と、シニアとは六十歳以上の者とする。